



たわら ひろみ
1930年東京都に生る。
千葉大学園芸学部卒、厚生省国立公園部、北海道生活環境部をへて、現在、専修大学北海道短期大学教授。学術博士。専門は造園学（公園緑地論、自然保護論など）趣味は野山をのんびり歩くこと。

「知床森林生態系保護地域設定委員会」の審議経過とその問題点

俵 浩三

はじめに

「知床森林伐採問題」が大きな契機となって、林野庁は新たに「森林生態系保護地域」など森林保護制度の拡充強化に一步をふみだした。そのことはすでに「北海道の自然」（二八号・一九八九）に、「林業と自然保護検討委員会報告について」（山縣光晶）、「国民との協同こそ問題解決の道—林野庁検討委員会報告を読んで」（中野徹三）、「これから国有林の自然保護に望む」（俵 浩三）として報告されており、また「林業と自然保護に関する検討委員会報告」の答申は「NC」（六六号・一九八九）に全文が掲載されたので、ご承知のことと思う。

この答申で森林生態系保護地域の候補地として具体的に名があがった「知床横断道路周辺以東の半島部」については、北海道営林局が「知床森林生態系

保護地域設定委員会」を設け、一九八九年夏から一九九〇年春にかけて保護地域の区域・内容の検討がすすめられた。私も設定委員の一員として、その一端に加わったので、審議経過の概要と私の視点による問題点を報告したい。

設定委員会の発足と自然保護団体の代表

一九八九年七月、北海道営林局では知床森林生態系保護地域設定委員会（以下設定委員会という）を発足させた。委員は次の一五名である（アイウエオ順・肩書きは営林局の名簿による）。

- 小関 隆祺 名寄女子短期大学長、北海道自然環境保全審議会長
- 田口 豊 森林総合研究所北海道支所長
- 俵 浩三 専修大学北海道短期大学教授、北海道

道自然環境保全審議会委員

- 千葉 茂 北海道林木育種協会理事長、王子製紙株式会社林木育種研究所長
- 土屋 文男 (財)日本野鳥の会札幌支部長、北海道自然環境保全審議会委員
- 中野 正彦 北海道国土緑化推進委員会理事長
- 能勢 誠夫 北海道木材協会副会長、(財)北海道森林技術センター理事長
- 浜地 隼雄 北海道新聞社論説委員
- 東 三郎 北海道大学名誉教授、知床動物等調査委員長
- 宮内 令子 北海タイムス社編集局報道部次長
- 八木 健三 (社)北海道自然保護協会会長
- 渡辺 定元 東京大学教授・北海道演習林長

知床国有林に関わる地域委員

午来 昌 斜里町長

佐藤 盛雄 羅臼町長

梨田 安直 北見地方木材協会長

この委員の選定は林野庁が示した保護林設定要領の、「委員会は、林学、生態学、遺伝学等について学術的見識を有する者、有識者及び関係地方公共団体の長により構成するものとする。なお、有識者の選定に当たっては、幅広い意見が反映されるよう努めるものとする」という方針に基づいている由である。

しかし、知床森林伐採問題で大きな役割を果たした北海道自然保護連合や知床自然保護協会の関係者の名前は見当たらない。「知床国有林に関わる地域委員」に地元の木材関係者が入っていないながら、なぜ地元の自然保護関係者が入らないのか、という素朴な疑問が起こるのは当然である。そこで両自然保護団体の意向を受けた当協会長の八木委員は、七月五日に北海道営林局長あて「知床森林生態系保護地域設定委員会委員の選任についての要望書」を提出し、「ご承知のように、知床森林伐採問題は多くの自然保護団体や自然愛好家の熱心な運動、さらには報道機関のキャンペーンなどが相まって、幅広い国民的世論が形成されたもので、中でも北海道自然保護連合および知床自然保護協会の運動は大きな影響を与えたものと理解しております。今回はとくに知床地域の具体的な「線引」が検討されるわけであり、から、これらの自然保護団体の意見が直接反映されることが望ましいと考えられます」と委員追加を要望し、また直接に営林局へ陳情もした。

しかし結果的にこの要望は受け入れられなかった。自然保護団体関係者が委員構成案を知ったのは時すでに遅く、役所がいったん決めた案は容易に変更で

きないという壁にぶつかったからである。

ところが青森・秋田両営林局の「白神山地森林生態系保護地域」の設定委員会では自然保護団体の要望が尊重され、営林局が柔軟に対応、委員の追加が行われたという。新聞は「白神山地の保護地域設定委 偏り入選でやり直し」（八月八日・河北新報）、「保護団体推す五人も 審議結果、青秋林道を左右」（八月八日・東奥日報）と報じている。青森・秋田両営林局の場合にくらべ、北海道営林局の人選は、「有識者の選定に当たっては、幅広い意見が反映されるよう努めるものとする」という保護林設定要領に照らすと、硬直だったのが惜しまれる。

第一次案に賛否両論

設定委員会は五回開催された。第一回は七月十七日、初顔合わせなので保護林設定の趣旨や経過が説明され、保護林についてのフリートーキングがなされた。なお設定委員会座長に小関委員、座長代理に東委員が選ばれた。第二回は八月二三・二四の両日、知床の現地調査が行われた。第三回は十月一日、知床森林生態系保護地域の北海道営林局第一次案（図一）が示された。なお図二は現在の国立公園保護計画である。

ご承知と思うが「森林生態系保護地域」の考え方はMAB計画に準拠している。MAB計画（ユネスコの生

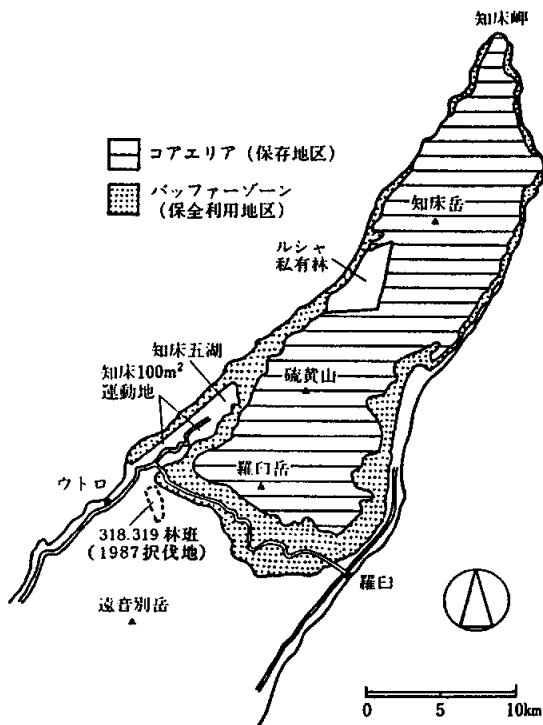


図1 知床森林生態系保護地域・第1次案

物圏保存地域）は、代表的な生態系を有する地域を国際的に認定し、これらの地域を保護し、研究の対象とし、また教育・研修の場として利用しようとする地域で、コアゾーン（中核地帯）とバッファゾーン（緩衝地帯）からなっている。

この考え方に準拠した森林生態系保護地域の場合、コアゾーンは「保存地区」と呼ばれ、原則として入手を加えずに自然の推移にゆだねられるが、モニタリング（環境の長期的変化の継続的観察・記録）などの学術研究や、非常災害のため応急処置として行われる行為は認められる地域である。それに対してバッファゾーンは「保全利用地区」と呼ばれ、原則として保存地区と同質の森林とし、木材生産を目的とする森林施業は行わず、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの活用はできる地域である。

図一と図二から分かるように、知床横断道路以東は現在の国立公園の特別保護地区より広い保存地区（二五、七三七ヘクタール）となっている。保護林設定要領では「原則として千ヘクタール以上の規模」となっているもので、もう少し狭い案が示されるかと予想していたが、この点に関しては大いに評価できることである。ただし横断道路以西はまことに狭く、羅臼湖周辺の国立公園特別保護地区や、知床森林保護問題の原点となった三二八・三一九林班（一九八七年に伐採された部分）も除外されている。三二八・三一九林班を含む部分は「保全利用地区に外接する森林」として「慎重な取り扱いをすること」とされているだけである。

この第一次案に対しては設定委員の間から、さまざまな意見がだされた。八木、俵の意見は後から記すこととして、他の委員の意見の主な点だけを簡単に紹介する。地域住民の生活に配慮し、とくに羅臼側は大幅に区域を後退させること。横断道路以西の扱いは尾根（地形界）で区切られており、それ以上に拡大する必要はない。横断道路以西のバッファをもう少し拡大すべきである。三二八・三一九林班は問題があったから入れるというの視点が違う。知床は山頂から海面まで連続した生態系が重要なので、とくに斜里側の海岸部の保護をさらに強化する必要がある。登山歩道の扱い、登山者の入り込みとコア保護の規制との関係を明確にすること（登山歩道はバッファの方がよい）。登山の禁止は国立公園の趣旨に反するので無理、コアに歩道があってもやむを得ない。バッファの森林は従来どおり伐採、植栽によって森林の活性化を図ってほしい。森林は人手を加えなければ衰退する、「森林生態系保護地域」が設けられるようになった経過そのもの（自然保護世論）が残念だ。「森林生態系保護地域」は新しく立ちだされた概念だから人手を加えぬことも評価すべきだ。災害防止のために治山・治水が望まれる、コアで治山・治水をやめれば水産にも影響するだろう。遺伝子保存と厳正自然保護の概念を明確にし区別する必要がある。知床の生態系保護は陸域だけでなく水域も考慮しなければならない。国有林だけでなく周辺民有地の保護も一体として行うべきである。等々。

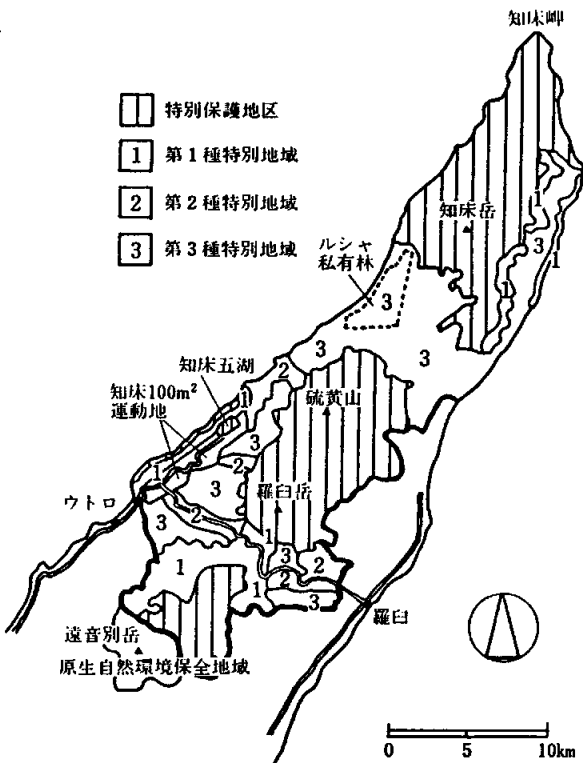


図2 知床国立公園保護計画

設定委員会でも「周辺」の扱いに関しては、大部分の委員が営林局を支持し第一次案に賛成した。積極的に「以西」まで主張したのは、八木、俵だけであった。

知床森林伐採問題に関係した自然保護団体代表として唯一の委員になった八木会長は、第三回と第四回設定委員会に北海道自然保護協会の理事にはかり、また北海道自然保護連合、知床自然保護協会と打ち合せ、それらの意見を反映し、「知床横断道路以西の国立公園地域（羅臼湖周辺湖沼群、三二八・三一九林班等）」と遠音別原生自然環境保全

に紹介する。地域住民の生活に配慮し、とくに羅臼側は大幅に区域を後退させること。横断道路以西の扱いは尾根（地形界）で区切られており、それ以上に拡大する必要はない。横断道路以西のバッファをもう少し拡大すべきである。三二八・三一九林班は問題があったから入れるというの視点が違う。知床は山頂から海面まで連続した生態系が重要なので、とくに斜里側の海岸部の保護をさらに強化する必要がある。登山者の入り込みとコア保護の規制との関係を明確にすること（登山歩道はバッファの方がよい）。登山の禁止は国立公園の趣旨に反するので無理、コアに歩道があってもやむを得ない。バッファの森林は従来どおり伐採、植栽によって森林の活性化を図ってほしい。森林は人手を加えなければ衰退する、「森林生態系保護地域」が設けられるようになった経過そのもの（自然保護世論）が残念だ。「森林生態系保護地域」は新しく立ちだされた概念だから人手を加えぬことも評価すべきだ。災害防止のために治山・治水が望まれる、コアで治山・治水をやめれば水産にも影響するだろう。遺伝子保存と厳正自然保護の概念を明確にし区別する必要がある。知床の生態系保護は陸域だけでなく水域も考慮しなければならない。国有林だけでなく周辺民有地の保護も一体として行うべきである。等々。

横断道路周辺以西の攻防
十月一日の第三回および二月一日の第四回設定委員会では、この第一次案の是非が論議されたが、もともと白熱したのは、横断道路以西の取り扱いであった。

そもそも林野庁の「林業と自然保護に関する検討委員会」から示された「知床横断道路周辺以東の半島部」というのは、いわくつきの表現である。というのは検討委員会に提案された林野庁の当初の原案には「知床横断道路以東の半島部」となっていたが、それでは「問題」となった三二八・三一九林班をはじめ羅臼湖などは入らなくなってしまおうので、自然保護サイド委員の強い主張によって最終段階で急ぎょ「周辺」が加えられたのだという。したがって自然保護関係者は横断道路以西も「周辺」部は保護地域に加えられるのが当然と理解していた。ところが林野庁サイドは、そういう論議はあったが「以西」を含むとの結論がでて「周辺」の表現となったものではない、という理解であるという。したがって営林局の第一次案は図一のように「周辺」の範囲が狭くなっている。

地域及びその周辺を含めること」など八項目を文書にして意見表明した。また俵も、羅臼湖周辺、遠音別岳周辺への区域拡大の他、モニタリングの体制など一項目の意見を文書にして設定委員会に提出した。

八木、俵が「以西」に拡大しようとする論拠はおよそ次の通りである。以西の高山帯の原始的な自然環境は以東に遜色がなく設定要件を充たす。羅臼湖へ通ずる歩道は横断道路完成によってできたものなので、羅臼湖は横断道路「周辺」に該当する。遠音別岳は「原生保護」で登山利用を考慮しておらず、利用が許容される他の地域との環境変化の比較対照地域となる。また遠音別岳には現況ではバッファゾーンがなく拡大することで保護の万全が期待できる。三二八・三一九林班は知床の自然保護の原点である。国立公園区域と森林生態系保護地域をほぼ一致させることによって知床国立公園はIUCNの国立公園理念を具現化できる。保護林設定要領では他の法令による保護地域と重複しても「積極的に保護林設定」を行うべきことを明示している。横断道路に二分された地域の両側が保護されることによって、病虫害、風害などの攪乱に対しても生態系の安定性が高められる。

このような八木、俵の主張に対して、営林局の第一次案を支持した意見は次のようなものであった。まとまりのある尾根の地形で区切られており説得力のある区域である。中央の検討委員会の精神を生かした線引である。知床の森林として優れているのは以東である。国立公園区域と一致させるのは環境庁と林野庁がやるべき仕事である。保護林設定要領では千ヘクタール以上となっているのに知床は二万五千もある、ただ広げればよいというものではない。

等々。
結局この両者の論議は平行線をたどり、了解点を見いだすことはできなかった。

最終回の第二次案

第五回設定委員会は年明けの二月二日に行われた。それに先立ち八木会長は、北海道自然保護協会の理事会および北海道自然保護連合、知床自然保護協会に対して設定委員会の情勢を報告し、新たな対応を検討した。結局、設定委員会を支配する一般的な空気から見て、同じ主張をくり返すのは得策ではないので、前の主張から遠音別岳への区域拡張は引込めることとし、「以西の国立公園区域と森林生態系保護地域を一致させ、羅臼湖周辺をコア、三二八・三一九林班をバッファ」とする一考え方を再主張する方が理解が得られやすい、という判断になった。また営林局から第二次案が提案され、その内容が自然保護団体の再主張といちじるしく違う場合は設定委員会で結論をたさず、第二次案をもち帰り、さらに検討することも確認された。

二月二一日の設定委員会には第二次案が示された(図三)。第一次案と基本的には大きな変更はないが、羅臼側のコアが少し狭められ、また治山事業の予定される部分など若干がコアからバッファに変わり、反対に斜里側の海岸線部分の

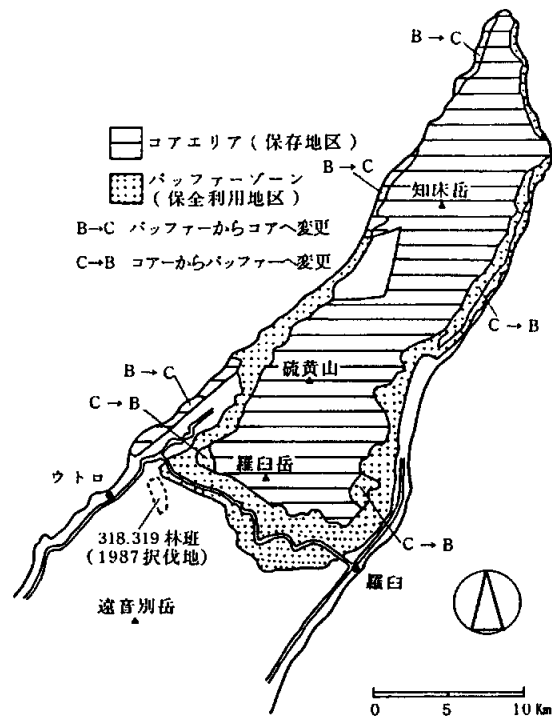


図3 知床森林生態系保護地域・第2次案

保護が強化されコアに組み込まれている。面積はコアが二五、八二一ヘクタール、バッファが九、七〇六ヘクタール、合計三五、五二七ヘクタールである。

横断道路以東は前回までの各委員の意見の最大公約数をまとめたような修正となっており、評価すべきものである。しかし問題は横断道路以西の扱いである。この部分の八木と俵の主張は第二次案に反映されておらず、このままでは第二次案に同意することができない。とくに自然保護団体の意向をとりまめなくてはならない立場の八木委員は、案をもち帰って検討する時間が必要となる。俵が委員になった「肩書き」は冒頭の名簿の通りであるが、自然保護団体代表が少くないという意見に答え、営林局は自然保護団体との交渉の途上、俵も自然保護団体代表だと説明してしまったという。もしそうであれば俵

も個人としての意見より、自然保護団体の意向を優先しなければならぬ立場となる。

したがって八木、俵は第五回設定委員会の席上で即答できないので、検討時間において第六回設定委員会を開くべきことを要望した。俵はこのような事態を予想していたわけではないが、第一回の設定委員会の席上、会議議案は十分な検討時間をとれるよう事前に配布してほしいことを申し入れ、営林局もそれを承っていたのである。しかし議案（第二次案）が示されたのは当日の会議の席上である。

会議は営林局の議案説明のあと討議に入ったが、横断道路以東についてはおおむね原案賛成が多く、以西については意見が分かれた。そこで主として以西の調整のために、第六回設定委員会が必要か、第五回を最終回とするかの論議になった。座長が出席委員全員に意見を求めたところ、大部分の委員は第五回を最終回とする方に傾いた。論議はすでに十分に尽くされた。自然保護サイドからどんな修正案がでてきても自分の考え方は変わらない。平行線のまま論議が続いても時間の無駄だ。自然保護サイドがあまり頑張ると世論の反発をまねく。自然保護協会長はここで決断し、それで団体を説得すべきである。年度末に遠隔地から設定委員会に出席するのは大変だ。第二次案がベストである。等々である。

第六回設定委員会を要望する八木、俵が孤立した感じになった。そうしたなかで斜里町長と羅臼町長の発言は印象的であった。斜里町長は「いろいろな考え方があがるが、小異をすてて大同につく。第二次案に賛成する」というものであり、羅臼町長は「こんなに保護が厳しくなるなら、事前に町民に説明する必要があるの時間がほしい。できれば第二次案に賛成したくない」というものであった。斜里町長

は、かつての知床自然保護協会の盟主の面影がうすれているが、現在の立場では当然なのだろう。斜里町長と羅臼町長の自然保護に対する姿勢は異なるが、両者ともに地元公共団体の首長という立場の苦悩がにじみでている発言だった。

結局、第五回設定委員会が最終回となることになってしまったので、八木、俵はいったん席をはずして相談し、「少数意見」として自然保護サイドの意見を答申文に明記することを条件に、第二次案が多数決で採決される方針に同意せざるを得なかった。

「少数意見」の要点は、「①知床横断道路以西の部分拡大し、森林生態系保護地域と国立公園区域を一致させ、国立公園特別保護地区をコア、それ以外をバッファードとすること（拡大の理由・拡大による効果が述べられているが、ここでは省略）。②設定委員会の運営に関して、委員の選定（自然保護団体代表の加入が不十分）、会議の運営（会議資料を事前に配布せず検討時間のないうまま諾否を求める）等には、反省すべき点があり、また委員会とは別に公聴会等を通じて、より広く道民の意見を反映させることが望ましいので、今後は改善されるよう要望する」というものである。

審議は十分なされたか

知床森林生態系保護地域設定委員会の審議は以上のような結果となり、三月一二日、座長から北海道営林局長に答申された。答申と同時に営林局から送られてきた最終的計画書を見て、「しまった、後の祭りだ」と思ったことがある。第五回設定委員会では、当日に資料が配布されたため全文に目を通す余裕などなく、気がつかなかった重要事項である。それは第一次案には「モニタリング、山火事警防

等の巡視活動、普及啓蒙活動等については、民間のボランティア活動により実施できるものとする」とあり、またバッファードゾーンの「各種利用施設を設置する場合は、原則として市町村及び民間団体により行うものとし」とあったので、俵は第三回設定委員会後の文書による意見のなかで、これでは森林生態系保護地域設定者である国が何をすべきか分からず、「国の役割が不明確なので明確にすべきである」と記した。またそのために予算が必要な場合には、「森林生態系保護地域のような、公益的機能を有する国有林の管理に要する経費については、国有林野事業特別会計の枠外として、一般会計によって負担されることが望ましい」という意志表示を設定委員会の名で行うべきことを付記した。

森林生態系保護地域は先に記したようにMAB計画に準拠するもので、モニタリングは重要な基本理念にかかわる部分である。現に使以外の委員からも「モニタリングと学術研究は、生態系保存の主目的であり、なるべく早く基本を決定する必要がある」という文書による意見もでていたのである。

それにもかかわらず最終計画書（つまり第二次案）では、モニタリング、啓蒙普及活動、利用施設の設定主体など一連の表現が、そっくり削除されていたのである。しかもそのことに関しては設定委員会でも営林局から何の説明もなされなかった。会議当日に資料を渡され、当日の論議はもっぱら保護地域の線引に集中したので、おそらく委員の多くは計画書を読まず、この「欠落」には気づかなかったと思う。

「生態系保存の主目的」と設定委員のなかからも位置づけられているモニタリングが、「民間のボランティア活動により実施できるものとする」では、

国の役割が不明確であるという意見に対して、何の説明もされず、何の論議もなされなまま、国の役割を明確にするどころか、いつの間にか消え失せてしまったのである。それでも「論議はすでに十分に尽くされた」「第二次案がベストである」「自然保護サイドがあまり頑張ると世論の反発をまねく」等々、第五回設定委員会での発言は変わることなく生き続けるのだろうか。

仏つくって魂いれず

営林局がどのような判断によって、これを削除したかは知るよしもない。しかし営林局の担当者が好き好んで削除したとは、私には思えない。国有林の使命を考え、モニタリングなどの意義を知れば知るほど、削除することに心の痛みを感じたと私は推測する。なぜなら設定委員会に営林局が配布した資料には、保護林の「活用」について、「積極的な広報活動を通じ、国民の理解を深めるとともに、学術研究、教育、文化活動の場として積極的な活用を図ることとしている」とあるからである。短い文章の中に「積極的」が二度もでてくる。これが営林局の本心であろう。ところが実際の計画書では、「消極的」を通り越して、削除でしか対処できないのである。

私には営林局をせめる気持ちはない。担当者は心の痛みを感じたという私の推測はたぶん間違っていないだろう。だとすれば、そうした心の痛みをくみとって、より理想的な森林生態系保護地域が実現できるよう、バックアップすることこそ、知床森林生態系保護地域設定委員会の使命ではないのだろうか。具体的にいえば、森林生態系保護地域の重要な部分をしめる「積極的な広報活動を通じ、国民の理解を深めるとともに、学術研究、教育、文化活動の場と

して積極的な活用を図ること」（先に引用した営林局の資料）は、膨大な赤字をかかえ「経営改善計画」を余儀なくされている現在の国有林の実状では実施できないので、それを実施できるよう応援することである。

そのために私は先に記したように、「森林生態系保護地域のような、公益的機能を有する国有林の管理に要する経費については、国有林野特別会計の枠外とし、一般会計によって負担されることが望ましい」という意志表示を設定委員会の名で行う提案したのである。しかしその論議はできず、設定委員会は「論議はすでに十分に尽くされた」「第二次案がベストである」等々の大勢の意見によって、すでに終結してしまったのである。

もちろん現在の日本の財政事情からみて、一般会計負担が簡単に実現できるとは思っていない。しかし声もださなければ、実現への入り口にさえ到達できないのである。こうしたことは、まさに「積極的な広報活動を通じ、国民の理解を深める」ことが重要だと考えている。「論議はすでに十分に尽くされた」と私は思っていない。設定委員会は大きな忘れ物をしてしまったのである。

モニタリングなど重要な維持管理方針を避けて通る知床森林生態系保護地域は「仏つくって魂入れず」の印象をまぬがれない。あえて辛口の批評をすれば「知床伐採禁止地域」はできたけれど「森林生態系保護地域」は流産してしまった、ということになる。

しかし、だからといって知床森林生態系保護地域に合格点を与えられないとは思っていない。とくに横断道路以西に問題はあったにせよ、従来にくらべて自然保護が一段と強化されたことは事実で、大い

に評価すべきことである。

今後の問題

設定委員会の答申後、営林局では本年四月に知床森林生態系保護地域を設定したと聞いている。それに先立ち、東京レベルの日本自然保護協会と林野庁の間の話し合いにより、三一八・三一九林班は自然観察教育林に位置づけることが合意され、木材生産としての伐採は行わぬことがより明確になった。

知床はいうまでもなく国立公園である。知床森林生態系保護地域の実現により、知床国立公園の実態的な自然保護は格段に強化された。しかし森林生態系保護地域は法律に基づく制度ではないので、今後は知床森林生態系保護地域の内容に即した形で国立公園計画も改定されることが望まれる。それにより知床国立公園は、日本で唯一のIUCNのナショナルパーク理念をほぼ満足させる国立公園となり得るのである（IUCNのナショナルパークについては「北海道の自然」（二七号、一九八八）の表「世界と日本の国立公園―北海道にこそ本当の国立公園を」参照）。

いまナショナルパーク理念を「ほぼ満足させる」といった。その一つは知床国立公園の中に若干の民有地があり、その部分は知床森林生態系保護地域に含まれていないからである。民有地の一部では「知床百平方米運動」が行われている。残る大口のルンシャ私有林を公有化するなどして自然保護がはかられば、「完全に満足させる」という表現に限りなく近づけることができるのである。

また知床の「森林生態系」には当然のこととして湖沼、河川、海が関係してくる。そこでの魚つりや漁業による魚などの捕獲は、シマフクロウ、ヒグマ

をはじめ多くの野生動物にも影響を与える。こうしたことも関係者の理解と協力により解決を図らなければならぬことである。

知床森林生態系保護地域は白神山などと並んで日本における森林生態系保護地域の第一号である。今後の北海道では、知床に続いて大雪山、日高山脈、夕張岳、狩場山などが続々と森林生態系保護地域に指定されることが期待される。

そうした保護地域が名実ともに森林生態系保護地域として機能するためには、先に記した「森林生態系保護地域のような、公益的機能を有する国有林の管理に要する経費については、国有林野特別会計の枠外とし一般会計によって負担されること」がますます強く望まれるのである。

最後にアメリカの国有林が森林計画を樹立すると

図4 アメリカ・ワシントン州・オリンピック国有林の「森林の土地および資源管理計画」策定に伴う国民参加方式を紹介する記事と公聴会の新聞広告（ジャーナル オブ フォレストリー、1987、11）

きに、国民の声が反映されるよう公聴会開催を新聞広告でPRした例を図四に紹介する。アメリカの制度をそのまま日本に導入するわけにはいかないが、せめて森林生態系保護地域などの設定にあたっては、公聴会、説明会などを通じて、「幅広い意見が反映されるよう努めるものとする」（林野庁の保護林設定要領のうち設定委員会の「有識者」を選定するときの表現）ことを、具現化してほしいものである。（一九九〇年五月二〇日）

この原稿が印刷に回る直前の七月二日の北海道新聞は、総務庁が国有林の赤字財政の建直しに関する「行政監察結果」として、「国土の保全、水資源のかん養など国有林野が環境に与える『公益性』の観点から現在の独立採算制の在り方」に見切りをつけ、

「一般会計からの資金導入の検討を促す」よう農林水産省に勧告する、と報道していた。

これはごく当然の判断である。政府部内からできえ、こうした動きがでていることを考えると、より自由な立場から発言できる学識経験者から構成される知床森林生態系設定委員会が、「森林生態系保護地域のような、公益的機能を有する国有林の管理に要する経費については、国有林野特別会計の枠外とし一般会計によって負担されることが望ましい」という意志表示を行う機会を逸して、モニタリングなどを国有林自体で「積極的」にできるような体制づくりにも近づける努力を怠ったことは、まことに残念であった。

